フレックスタイム制に関する労使協定書

　株式会社○○○○と社員代表○○○○は、労働基準法第３２条の３の規定にもとづき、標記に関し、下記のとおり協定する。

記

（フレックスタイム制の適用社員）

第１条　次の社員にフレックスタイム制を適用する。

　　①企画部に所属する社員

　　②…

（清算期間）

第２条　労働時間の清算期間は、毎月の　　日から翌月　　日までの１カ月間とする。

（総労働時間）

第３条 清算期間における総労働時間は、１日７時間に清算期間中の所定労働日数を乗じて得られた時間数とする。

 　総労働時間＝７時間 × １箇月の所定労働日数

（１日の標準労働時間）

第４条　１日の標準労働時間は、７時間とする。

（コアタイム）

第５条　必ず労働しなければならない時間帯は午前１０時から午後３時までとする。

（フレキシブルタイム）

第６条 適用社員の選択により労働することができる時間帯は、次のとおりとする。

  始業時間帯＝午前６時から午前１０時までの間

  終業時間帯＝午後３時から午後７時までの間

（超過時間の取扱い）

第７条 清算期間中の実労働時間が総労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外割増賃金を支給する。

（不足時間の取扱い）

第８条 清算期間中の実労働時間が総労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間にその法定労働時間の範囲内で繰り越すものとする。

（有効期間）

第９条 本協定の有効期間は、平成　　年　　月　　日から１年とする。ただし、有効期間満了の１カ月前までに、会社、社員代表のいずれからも申し出がないときには、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

以上

　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　◯◯◯◯